

政令第 号

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

内閣は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令の一部改正）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削り、「第十一条第一項」を「第七条第一項」に改める。

第三条を次のように改める。

(エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模)

第三条 法第十条第一項の政令で定める規模は、建築物の建築に係る部分の床面積（内部に間仕切壁又は戸（ふすま、障子その他これらに類するものを除く。）を有しない階又はその一部であつて常時外気に開放された開口部を有するものうち、当該開口部の面積の合計の割合が当該階又はその一部の床面積の二十分の一以上であるものの床面積を除く。）の合計が十平方メートルであることとする。

第四条及び第五条を削る。

第六条第一項中「第十八条第一号」を「第二十条第一号」に改め、同条第二項中「第十八条第二号」を「第二十条第二号」に改め、同条第三項中「第十八条第三号」を「第二十条第三号」に改め、同条を第四条とする。

第七条及び第八条を削る。

第九条第一項中「第二十八条第一項」を「第二十一条第一項」に改め、同条第二項中「第二十八条第二項」を「第二十一条第二項」に改め、同条を第五条とする。

第十条第一項中「第三十一条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同条第二項中「第三十一条第二

項」を「第二十四条第二項」に改め、同条を第六条とする。

第十一条第一項中「第四十条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二項中「第四十条第二項」を「第三十五条第二項」に改め、同条を第七条とする。

第十二条中「第四十八条第一項」を「第四十条第一項」に、「第六十一条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同条を第八条とする。

附則第二条を削り、附則第一条の見出し及び条名を削る。

(建築基準法施行令の一部改正)

第二条 建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）の一部を次のように改正する。

第九条の三中「第六条の三第一項ただし書」を「第六条の三第一項第一号」に、「第十八条第四項ただし書」を「第十八条第四項第一号」に改める。

第三十六条の二第二号及び第四号口中「十三メートル又は軒の高さが九メートル」を「十六メートル」に改める。

第四十三条第一項中「けた行方向」を「桁行方向」に、「けた」を「桁」に、「次の表に掲げる」

を「建築物の用途及び規模並びに屋根、外壁その他の建築物の部分の構造に応じて国土交通大臣が定める」に改め、同項ただし書及び同項の表を削り、同条第二項中「けた行方向」を「桁行方向」に改め、同項ただし書中「けた」を「桁」に改め、同条第五項中「すみ柱」を「隅柱」に改める。

第四十五条第一項中「引張り力」を「引張力」に、「又は」を「若しくは」に改め、「鉄筋」の下に「又はこれらと同等以上に引張力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの」を加え、同条第二項中「木材」の下に「又はこれと同等以上に圧縮力を負担することができる材料として国土交通大臣が定めたもの若しくは国土交通大臣の認定を受けたもの」を加え、同条第三項中「端部」を「両端の端部」に、「柱と」を「柱又は」に、「横架材との仕口に接近して」を「横架材に」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、そのいずれか一方の端部を緊結する位置は、当該柱と当該横架材との仕口の部分でなければならない。

第四十五条第四項ただし書中「行なつた」を「行つた」に改める。

第四十六条第一項中「すべて」を「全て」に、「けた行方向」を「桁行方向」に改め、同条第二項第二

号中「添木等」を「添木その他これに類するもの」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 階数が二以上又は延べ面積が五十平方メートルを超える木造の建築物においては、第一項の規定により配置する軸組は、当該建築物の各階に作用する水平力により構造耐力上支障のある変形又は破壊が生じないよう木材、鉄筋その他必要な強度を有する材料を使用した壁又は筋かいが有効に設けられたものとして国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものを、当該建築物が地震及び風圧に対して構造耐力上安全なものとなるように国土交通大臣が定める基準に従って設置するものでなければならない。

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第六十七条第一項ただし書中「除く。」の下に「その他その規模及び構造に関し安全上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する建築物」を加え、同条第二項中「引張り応力」を「引張応力」に改める。

第七十三条第二項中「この条」を「この項」に、「引張り力」を「引張力」に改め、同条第三項中「引

張り鉄筋」を「引張鉄筋」に改める。

第四百十六條第一項第一号中「エレベーター」の下に「（使用頻度が低く劣化が生じにくいことその他の理由により人が危害を受けるおそれのある事故が発生するおそれの少ないものとして国土交通大臣が定めるものを除く。）」を加える。

第四百十七條第一項中「、第四十八條」を削る。

第四百十八條第一項第二号中「うち」を「うち、」に、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「第六條第一項第四号」を「第六條第一項第三号」に改め、同号を同項第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 法第六條第一項第二号に掲げる建築物のうち、木造の建築物（地階を除く階数が三以上であるものの、延べ面積が三百平方メートルを超えるもの及び高さが十六メートルを超えるものを除く。）

第四百十八條第三項第一号中「これらの規定を」、第七條の二第七項（「及び」第七條の四第七項（「」の下に「法第八十七條の四及び」を加え、「法第九條（法第八十八條第一項及び第三項並びに法第九條第三項）」を「法第七條の六第一項第一号及び第四項（これらの規定を法第八十七條の四において準用

する場合を含む。）、法第九条第一項及び第十項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条第三項において準用する場合を含む。）、法第九条第二項から第九項まで、第十一項、第十二項及び第十五項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項、法第九十条第三項並びに法第九十条の二第二項において準用する場合を含む。）、法第九条第十三項及び第十四項（これらの規定を法第八十八条第一項及び第三項並びに法第九十条の二第二項に、「法第十八条第二十五項」を「法第十八条第二十四項第一号（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）及び第二十五項」に、「法第八十六条の八（第二項を除き、）」を「法第八十六条の八第一項、同条第三項から第六項まで（これらの規定を）」に、「並びに法第九十三条の二」を「法第九十条の二第一項（法第八十七条の四において準用する場合を含む。）並びに法第九十三条の二」に改める。

（地方住宅供給公社法施行令等の一部改正）

第三条 次に掲げる政令の規定中「第十三条、第十四条第二項、第十六条第三項、第二十条及び附則第三条第七項から第九項まで」を「第十二条及び第十三条第二項」に改める。

一 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第百九十八号）第二条第一項第二十六号

- 二 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二二号）第十条第一項第二十二号
- 三 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）第七条第一項第二十号
- 四 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）第二十八条第一項第二十五号

- 五 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）第五十六条第一項第二十四号
- 六 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）第二十五条第一項第四十五号
- 七 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）第二条第一項第二十五号

- 八 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）第十六条第一項第三十三号
- 九 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）第三十四条第一項第二十六号
（建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部改正）

第四条 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成七年政令第四百二十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百八十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

（密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令の一部改正）

第五条 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行令（平成九年政令第三百二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百八十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「（昭和二十五年政令第三百三十八号）」を削る。

（建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令の一部改正）

第六条 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百九十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八

号) 第四百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第三項中「(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を削る。

(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第七条 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成十八年政令第三百七十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を削る。

(長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令の一部改正)

第八条 長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令(平成二十一年政令第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百四十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項第一号中「(昭和二十五年政令第三百三

十八号)」を削る。

(都市の低炭素化の促進に関する法律施行令の一部改正)

第九条 都市の低炭素化の促進に関する法律施行令(平成二十四年政令第二百八十六号)の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「同法第六条第一項第四号」を「建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四百八十八条第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二号イ中「(昭和二十五年政令第三百三十八号)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和七年四月一日)から施行する。

(罰則に関する経過措置)

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理由

脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ない建築物の建築の規模を定める等建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令その他の関係政令の規定の整備等を行う必要があるからである。